

# 『フラワーマーケット in デンパーク』 ブース出店要項



【開催日】令和4年10月22日(土)・23日(日)

【会場】安城産業文化公園デンパーク

公益財団法人安城都市農業振興協会

## 開催概要

### 1 催事名

フラワーマーケット in デンパーク

### 2 開催目的

- (1) 花に親しみ、花の魅力を提案する市民参加型のイベントを開催する。
- (2) 花の魅力を直接消費者に伝え、花卉の生産振興と需要の拡大を図る。
- (3) ターゲット層は30代から60代の女性を中心とするが、ファミリー層も楽しめる内容とする。
- (4) デンパークの花壇苗グループによる苗販売会や安城温室園芸組合を中心とした生産者による鉢花や観葉植物の販売会を通常より規模を拡大して行い、生産者間の交流及び愛知県や安城市の花弁生産のPRの場として活用してもらう。
- (5) 移動販売車等のグルメ出店あり。「観る、触れる、食べる」を体験する来園者満足型の催事を目指す。

### 3 開催日時

令和4年10月22日(土)・23日(日)

各日 9:30 から 17:00 まで(デンパークの開園時間に準ずる)

### 4 開催場所

安城産業文化公園内 水のステージ前広場

(所在地 〒446-0046 安城市赤松町梶1番地 / TEL 0566-92-7111 / FAX 0566-92-7118)

### 5 会場設営・搬入及び撤去

#### (1) 設営及び搬入

ア 10月21日(金) 17:00 から 18:00 まで

イ 10月22日(土) 8:00 から 9:15 まで

ウ 10月23日(日) 8:00 から 9:15 まで

#### (2) 撤去及び搬出

ア 10月22日(土) 17:00 から 18:00 まで

イ 10月23日(日) 17:00 から 18:00 まで

### 6 目標来園者

6,500人(開催2日間計)

### 7 催事宣伝活動

- (1) 秋季イベント「デンパーク秋穫祭」A4チラシ内掲載(発行枚数2万枚)
- (2) デンパークホームページに掲載
- (3) 「フラワーマーケット in デンパーク」ポスターの掲示  
(デンパーク正面ゲート、道の駅、市内循環バス デンパーク停留所)
- (4) メディアへのパブリシティの積極的な依頼等

## 8 出店条件

花や植物にまつわる商品の販売・ワークショップを行っていること

(例：切り花・ドライフラワーの販売、花や植物をモチーフとした雑貨の販売、多肉植物や寄植体験等のワークショップなど)

## 9 出店区画サイズ

間口 3.0×奥行 3.0m (平面渡し。ブーステント及び販売に係る備品類はすべて持ち込みのこと。)

## 10 出店料

1日 3,000円(税込) (2日間 6,000円(税込))

※出店日に現金徴収させていただきます。

ご出店決定後のキャンセルの場合も徴収させていただきます。

## 11 募集出店数

6店舗(予定)

## 12 出店申込方法

別紙「フラワーマーケット in デンパーク 出店申込書」にご記入の上、FAX もしくはEメールにてお申し込みください。

## 13 出店募集期間

令和4年9月30日(金) 必着

## 14 留意事項

- (1) 同会場内で、植物生産者団体による安価な鉢植え生花・多肉植物等の販売があります。ご承知おきください。
- (2) 雨天時も開催しますので、ご出店をお願いします。
- (3) 雨天等の天候不良等による売り上げ保障はありません。
- (4) 出店者数が多い場合や、販売商品・ワークショップの内容が重複する場合は、選考のうえ出店をお断りする場合があります。

## 15 問合せ先

公益財団法人安城都市農業振興協会 (安城産業文化公園デンパーク 指定管理者)

事業課 運営企画係 筒井

TEL 0566-92-7111 / FAX 0566-92-7118 / e-mail fmarket@denpark.jp

## 出店規約

### 1 小間の転貸などの禁止

出店者は、自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

### 2 出店物の設置及び撤去

- (1) 出店者は、主催者の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、及び販売用備品の搬入出を行わなければならないものとします。
- (2) 会期中の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

### 3 出店会場の使用

- (1) 宣伝・営業活動はすべて出店小間の中に限られるものとします。
- (2) 各出店者は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。
- (3) 装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとします。主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (4) 上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出店者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

### 4 出店物の管理と免責

主催者は、会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる各出店物の損失または損害についてその責任を負いません。

### 5 保証条項

出店者は主催者に対し、販売品またはこれに関連する出店品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

### 6 出店者の義務

出店者は主催者に対し、自己の出店に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。

### 7 禁止事項

出店者は、以下の事項について遵守するものとする。

- (1) 主催者の指定場所以外での排水行為。
- (2) ゴミは原則出店者にて持ち帰る。
- (3) 原則出店者以外の家族は有料入園とする。
- (4) 開園時間前後に出店場所周辺以外の場所へ行かないこと。
- (5) 出店場所での喫煙、飲酒は禁止とする。

### 8 損害賠償

出店者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。

### 9 小間位置の決定

主催者にて決定、通知いたします。

## 10 出店の中止

- (1) 主催者は、正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。
- (2) 主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出店者に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。

## 11 規定の遵守

出店者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。

## 12 規約の変更と追加

出店者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。主催者は、出店者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

(令和4年8月版)

# 出店イメージ



令和4年 月 日

デンパーク 事業課 運営企画係 筒井 宛

『フラワーマーケット in デンパーク』 出店申込書

団体名（屋号）： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

担当者名： \_\_\_\_\_ メールアドレス： \_\_\_\_\_

(会社名と異なる場合のみ)

領収書宛名： \_\_\_\_\_

■出店内容記入欄■

1 出店希望日

10月22日（土） ・ 10月23日（日） ・ 両日 ※いずれかひとつを○でお囲みください。

2 出店内容など ※販売価格（税込）も併せてご記入ください

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3 商品のアピールポイント

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

4 その他

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※告知物へ掲載するための画像データも併せてご用意ください。

【返送先】安城産業文化公園デンパーク 事業課 運営企画係 筒井 宛

FAX 0566-92-7118 / e-mail fmarket@denpark.jp